佐賀県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路

の区域を次のとおり変更する。

供する。 月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古 川

康

番字 番織 番字 番織
前 後 変 の 更 別 前 一 六 メ 幅
五
三、 二 九 一・ 三 七 域 メートル 長 七